

令和6年 第11回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月25日（月）午後1時30分から午後2時39分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (14人)

会長	16番	大芦 宏
委員	1番	新井 勉
委員	2番	川田恒夫
委員	3番	石田 光
委員	4番	石澤和枝
委員	5番	齋川英夫
委員	6番	小関昭男
委員	7番	深澤雄二
委員	8番	中島福一
委員	10番	松島 明
委員	11番	蘆原洋子
委員	12番	小久保勝
委員	14番	澁江修身
委員	15番	野村春男

4. 欠席委員 (2人)

委員	9番	小林秀男
委員	13番	立川幸一

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第5号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋利彰

参事 佐瀬浩幸

農地調整係 係長 荻原美江

主査 峯 裕江

主査 安在亮人

主事補 柿沼誠一郎

主事補 島田佳汰

## 7. 会議の概要

事務局長

ただいまから、令和6年第11回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長

開会に先立ち、本日の出席委員数を報告してもらいます。事務局長。

事務局長

はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届け出のあった欠席委員は、議席番号9番 小林秀男委員、議席番号13番 立川幸一委員の2名でございます。

また、農地利用最適化推進委員の出席は14名でございます。

議長

事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第11回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてであります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号3番 石田光委員、議席番号14番 澁江修身委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の峯裕江主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和6年11月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和6年11月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号まででございます。

まず、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第1号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年11月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条786番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有、ヤギ2頭を所有予定です。主な経営作物は、牧草となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は170日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。3条787番 契約内容は、贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は約1km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、管理機2台を所有しております。主な経営作物は、野菜・果樹となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は300日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目に

つきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条788番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.6km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、刈り払い機2台、噴霧器2台を所有しております。主な経営作物は、果樹となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は300日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条789番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター3台、コンバイン1台、乾燥機3台を所有しております。主な経営作物は、野菜・米麦となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は950日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条790番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、耕耘機1台を所有予定です。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条791番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.2km、所要時間は15分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、芋堀機1台、芋植栽機1台、ツル刈り払い機1台を所有しております。主な経営作物は、そば・野菜・果樹となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は365日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条792番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況

は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。主な経営作物は、野菜・水稲となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は150日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。

3条793番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は8.5km、所要時間は15分です。大農機具の所有状況は、耕耘機1台、草刈機1台を所有しております。主な経営作物は、米・野菜となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。

3条794番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、耕耘機1台、管理機1台、運搬機1台、保冷庫1台を所有しております。主な経営作物は、米・野菜となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は320日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。

3条795番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は約〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。主な経営作物は、米・そばとなっております。農作業従事人数は1人、従事日数は200日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。

3条796番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.8km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、畦立機1台、動力噴霧器1台を所有しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は350日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまし

て、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。

3条797番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター3台、耕耘機2台、田植機3台、稲刈機3台を所有しております。主な経営作物は、米・麦となっております。農作業従事人数は4人、従事日数は700日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。

3条798番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.01km、所要時間は1分です。権利を取得しようとする者の営農状況については、3条797番と同じです。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

議 長

事務局の説明が終わりました。

なお、議案第1号 3条786番と787番、790番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。

3条786番と787番について、審査会班長お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

11月19日に、6名が出席して審査会を行いました。

3条786番について報告します。本申請につきましては、売買による所有権の移転8筆の申請になります。申請人は、ヤギを飼い、その牧草を育てるための農地を購入したいと考え、自宅の隣接地の耕作がされていない農地の所有者に交渉し、購入することになったということです。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、お一人で農業をしていきます。作付計画としましては、ヤギのための牧草の栽培を行っていき、今のところ出荷は考えていないということです。以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。

3条787番について報告します。本申請につきましては、所有権の移転2筆の申請になります。申請人は、以前より今回の申請地である農地の

管理を渡人から任されていました。正式に所有するため、今回所有権の移転の申請をしました。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、3名で野菜・果樹の栽培をしていくとのことです。作付計画としましては、野菜・果樹を栽培しますが、出荷は考えておらず、自家消費を計画しています。以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。  
次に3条790番について、審査会班長お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

11月19日に、5名が出席して審査会を行いました。本申請につきましては、所有権の移転4筆の申請になります。申請人は、のどかな地方への移住を考えておりました。高校で農業科だったことから移住した先で野菜の栽培も行いたいと考えており、今回申請地で住宅を建て、農業をしていくこととなっております。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、お一人で野菜の栽培をしていくとのことです。作付計画としましては、野菜を栽培しますが、出荷は考えておらず、自家消費を計画しています。以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。  
以上で審査会の結果の報告が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に議案第2号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年11月25日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第2号 5条1118番から5条1125番、5条1127番について、調査班をお願いします。

調査班

5条1118番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1119番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1120番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1121番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断い

たしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1122番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1123番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第3種農地に該当し、許可の基準は原則許可できます。一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1124番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1125番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1127番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(中島 福一委員 挙手)

中島委員どうぞ。

8 番  
中島委員

5条の1121番についてですが、土地の面積と建坪、面積がほぼ同じですが、建ぺい率などはないのですか。

議 長

事務局、お願いします。

事務局

申請地の畑の面積は149㎡ですが、隣接して宅地の部分がございます、そこと合わせると敷地の面積が443.21㎡ということになります。その中に平屋の住宅、148.43㎡を建てるということになっております。建ぺい率、容積率については、こちらは都市計画区域外ですので指定はありません。

議 長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第3号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局に議案第3号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第3号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和6年11月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号 非農地543番と544番について、調査班をお願いします。

調査班

非農地543番について報告いたします。願出地の周囲に農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

非農地544番について報告いたします。願出地の周囲に農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について、願いのとおりに証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第3号については願いのとおりに証明することに決定いたしました。

次に、議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案第4号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和6年11月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

利用権設定関係及び、所有権移転関係について審議します。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。利用権設定関係及び、所有権移転関係について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって利用権設定関係及び、所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案第5号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和6年11月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第5号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

さて、お手元にお配りしました、農地法第4条及び第5条申請に係る意

見聴取 令和6年10月分に対する回答についてをご覧ください。令和6年第10回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得ましたので、他法令との調整のうえ会長専決にて許可書を交付したことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和6年第11回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後2時39分閉会